

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月21日（水）、第16回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）慶應義塾大学名誉教授

弁護士

安富潔君

特定非営利活動法人難民を助ける会会長

柳瀬房子君

日本弁護士連合会人権擁護委員会元委員長

弁護士

市川正司君

弁護士

児玉晃一君

（質疑者）井野俊郎君（自民）、吉田宣弘君（公明）、串田誠一君（維新）、屋良朝博君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）

・上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）大口善徳君（公明）、小林鷹之君（自民）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

井野俊郎君（自民）

- （1） 安富参考人及び児玉参考人の難民審査参与員を務めた経験の有無
- （2） 日本の難民認定率が外国と比べて低いのは難民認定基準が外国と異なるからであるという考えに対する安富参考人、柳瀬参考人及び市川参考人の認識
- （3） 客観的証拠が乏しく主に供述の迫真性のみで依拠せざるを得ない難民審査の実情についての市川参考人の見解
- （4） 難民認定基準を外国並みとした場合の難民認定数の増加見込みについての市川参考人の見解
- （5） 仮放免中の者の逃亡による治安悪化等の懸念に対する柳瀬参考人の見解
- （6） 今回の改正によってチャーター機の借上げ料等の送還に係る費用が減少する可能性についての安富参考人の見解

吉田宣弘君（公明）

- （1） 一次審査での主張とは全く異なる主張を繰り返したり、他の申請者と全く同じ主張をしたり、当然説明できるはずのことが説明できなかつたりする難民認定申請者が日本への在留を希望する理由についての柳瀬参考人の見解
- （2） 従来は在留特別許可の弾力的運用により保護してきた補完的保護対象者が新たに法律上に規定されたことについての児玉参考人の見解
- （3） 難民認定手続中の送還停止効に一定の例外を設ける規定についての市川参考人の見解
- （4） 在留特別許可の規定の見直しについて安富参考人が収容・送還に関する専門部会の提言よりも踏み込んでいると評価している具体的内容

串田誠一君（維新）

- （1） 監理措置の創設に伴い収容されない外国人に対し生活費を得るための就労を認めるか否かの境目についての安富参考人及び柳瀬参考人の見解

- (2) 今回の改正は外国人の親子の分離を防止し子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を遵守するものと言えるか否かについての市川参考人及び児玉参考人の見解
- (3) 外国人の意思を正確に伝達するための通訳人の確保が困難であることに鑑み、言語翻訳機を活用することについての安富参考人の見解

屋良朝博君（立民）

- (1) 今回の改正や我が国の難民認定率の低さに対する国際機関の指摘及び政府による対処の在り方についての安富参考人及び市川参考人の見解
- (2) 外国人が在留期間を超過して我が国にとどまることが施設に収容して身体を自由を奪うほどの違法行為であるか否かについての柳瀬参考人及び児玉参考人の見解
- (3) 不法残留を犯罪とするか否かについての安富参考人の見解
- (4) 我が国で労働者が不足している現実を受け止め、外国人が働きやすい環境整備を行うべきとの柳瀬参考人の発言の趣旨
- (5) 国際的状況を踏まえた外国人との向き合い方についての市川参考人の見解
- (6) 在留特別許可を工夫して不法滞在者を減少させるべきとする児玉参考人の提言の趣旨

藤野保史君（共産）

- (1) 送還の機能不全が起きているか否かについての各参考人の見解
- (2) 収容・送還に関する専門部会において仮放免運用指針の非開示部分が開示されない状態で議論が行われたことについての安富参考人及び児玉参考人の見解
- (3) 監理措置制度において監理人に届出義務が課されれば、被監理者との関係が支配・被支配の関係になってしまうのではないかとの指摘に対する児玉参考人の見解
- (4) 本年2月16日の法務省政策評価懇談会において、不法残留者の増加の原因として政府のインバウンド政策との関連性が指摘されていることについての児玉参考人の見解

高井崇志君（国民）

- (1) 諸外国と比較した日本の出入国在留管理制度についての各参考人の評価
- (2) 日本の難民認定数が諸外国に比べて圧倒的に少ない理由及びそのことに対する問題意識についての安富参考人及び柳瀬参考人の見解
- (3) 日本の難民認定制度の在り方及び外国人の人権擁護に対する日本政府・国民の意識についての市川参考人及び児玉参考人の見解

(政府に対する質疑)

大口善徳君（公明）

- (1) 本年3月6日に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案を受けての医療体制の早急な改善及び同事案の真相解明への取組についての法務大臣の見解
- (2) 在留特別許可
 - ア 在留特別許可の考慮事項に関する新たなガイドラインの検討状況及び基本的な考え方並びに児童の最善の利益や父母との非分離を新たなガイドラインに記載すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 改正法施行前に退去強制令書が発付された者や退去強制手続に付された者等について新たなガイ

- ドラインを踏まえた対応を行うのか否かの確認
- ウ いわゆる再審情願の経路を経て行われている現在の退去強制令書発付後の在留特別許可についての法改正後の取扱い
- エ 改正入管法第 50 条第 1 項ただし書の趣旨
- (3) 補完的保護対象者
- ア 補完的保護対象者の認定制度の創設に併せて難民認定制度を一層適正化するために必要な取組の内容及びそれらの取組を進めるに当たっての UNHCR 等との連携の在り方
- イ 補完的保護対象者の対象範囲を改正案に盛り込まれているもの以上に拡大すべきとの指摘に対する対応
- (4) 送還停止効の例外
- ア 3 回目以降の難民認定申請で難民認定された例の有無及び認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合において送還停止効の例外が適用されないことを確認するための手続方法
- イ 送還停止効の例外に該当すると判断された外国人に対する告知の有無及び当該外国人の裁判を受ける権利を保障するための仕組みの有無
- (5) 一定の期間を超えて収容を継続する場合にその要否を判断する仕組みについての検討状況
- (6) (5) の仕組みにおける判断権者が出入国在留管理庁長官であることの確認
- (7) 監理措置
- ア 被収容者の生活費や医療費については国が負担しているものであるから、改正後の被監理者も同様とすべきとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- イ 外国人支援団体が財源の確保に苦労していることについての出入国在留管理庁の認識
- ウ イについての法務大臣の認識
- エ 監理人が届け出なければならないこととされている事項の具体的内容及びオンラインなどの簡便な届出方法についての検討状況
- オ 弁護士が監理人に就任する場合に届出義務との関係で起こり得る守秘義務違反や利益相反を回避するための手続的な工夫についての検討状況
- カ 監理人について、その役割が的確に伝わるようにするために例えば「サポーター」のような呼称を用いるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- キ 監理措置を担当する職員の職種及び職員に対する研修やノウハウの蓄積などの体制構築についての出入国在留管理庁の見解
- ク 監理措置を担当する職員についての具体的な想定
- (8) 本法案を円滑に施行していくためには外国人支援団体等の協力を得ることが重要であることを踏まえた今後の対応についての法務大臣の見解

小林鷹之君（自民）

- (1) 我が国における外国人の受入れ及び外国人との共生の在り方の中長期的な見通しについての法務大臣の見解
- (2) 先端研究情報の国外流出
- ア 外国人による先端研究情報の窃取事案に対処するため、短期滞在以外の在留資格で入国する外国人の入国審査及び在留資格更新の審査を厳格化する必要性についての出入国在留管理庁の見解並びに先端研究情報を窃取した外国人に適用される退去強制事由の確認
- イ 先端研究情報を窃取した外国人に適用される退去強制事由が入管法第 24 条第 4 号ヨであることの確認
- (3) 送還忌避者が入国時に取得した在留資格の内訳
- (4) 在留カード番号とひも付いた外国人雇用状況の届出制度の事業主への周知状況、同制度における届出義務に違反した場合の罰則の有無及び罰則の適用数

- (5) 外国人に対し、不法残留した場合の罰則規定、入管施設における収容措置、難民認定の難しさ等についての説明を記載した誓約書に署名を求めるべきとの考えに対する出入国在留管理庁の見解
- (6) 収容の是非をめぐる行政訴訟の平均審理期間が1年超の長期に及んでいること、行政訴訟においては国選弁護人制度がなく法テラスの民事法律扶助も在留資格のない外国人は利用できないこと及び送還忌避者による行政訴訟の提起が少ないことについての出入国在留管理庁の見解
- (7) 日本人の配偶者がいる外国人が在留特別許可申請をする場合において、申請の実効性を担保するため、その配偶者からの申請や当該外国人との共同申請を求めることの是非
- (8) 難民認定制度
 - ア 難民認定手続から在留特別許可を分離して在留特別許可申請に一本化することによる難民認定手続の迅速化と難民認定申請数への影響の見通し
 - イ 難民又は補完的保護対象者の具体的な認定要件、難民又は補完的保護対象者として認定される出身国の具体例及び国名の公表の有無
 - ウ 自主的な帰国意思を有していない送還忌避者の受入れに消極的であるイランに対する我が国及び諸外国の外交上の対応
- (9) 監理措置制度
 - ア 監理措置条件の具体的内容
 - イ 監理人のなり手として想定される者
- (10) 収容期間に上限を設けるとともに収容期間内に退去しない者に対して厳しい罰則を科すことや出国するインセンティブとして渡航旅費を支給することについての出入国在留管理庁の見解
- (11) 監理措置制度を実効性のあるものにした上で仮放免制度の廃止を検討することについての出入国在留管理庁の見解